

# 岡崎市創業資金利子補給補助金

対象：日本政策金融公庫の下記該当制度を利用して新たに事業をはじめる方

(岡崎市内に住所(本店)及び主たる事業所がある方が対象となります。)

(借入日時点において開業後5年未満である方が対象となります。)

## 補助対象融資制度

新企業育成貸付 一般貸付 生活衛生貸付 食品貸付 企業活力強化貸付  
マル経融資(小規模事業者経営改善資金)

## 申請期限

2回目の利子支払い日まで

(ただし、自動車購入資金を含む場合は、申請期限が異なる場合がありますので、下記まで事前にご相談ください。)

## 補助内容

遅滞なく返済した2回目から7回目(1)の利子合計の50%(上限20万円)

ただし、以下に該当する場合は80%

岡崎市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域のうち、都市拠点として設定した東岡崎周辺及び岡崎駅周辺に主たる事業所を有する場合

岡崎市の伝統的工芸品に係る事業を行う場合

30歳未満の中小企業者である場合

(1 今回の借入で車両を購入し、車検証の交付日が2回目の利子支払い以降となる場合は、車検証交付日以降に支払った6回分の利子)

## 申請方法

下記の書類及び印鑑を持参し、市役所商工労政課にて申請。

補助金交付申請書 貸付実行通知書 創業計画書(公庫所定)(写)

支払額明細書 市税納税証明書(原本) 許認可証(写)等

車両の購入の場合は車検証(写)

補助金の申請・お問合せはこちら！

▶商工労政課労政金融係(市役所西庁舎B1F)

☎0564-23-6214